

豊川市集合住宅ごみ・資源集積場設置及び管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市建築開発事業等に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）に定める他、アパート、マンション、集合住宅及び一団の宅地分譲地（以下「アパート等」という。）に設置する可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ及び資源の集積場（以下「ステーション」という。）の設置及び管理方法について基準を定めることにより、健康的で清潔な環境と収集作業における安全性を確保することを目的とする。

(ステーションの種類)

第2条 豊川地区のステーションは、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみステーション
- (2) 不燃ごみ（危険ごみを含む。）ステーション
- (3) 資源ステーション
- (4) 上記(1)～(3)を組み合わせたステーション

2 一宮地区、音羽地区、御津地区及び小坂井地区のステーションは、次のとおりとする。

- (1) 可燃ごみステーション
- (2) 不燃ごみステーション
- (3) 危険ごみステーション
- (4) 資源ステーション
- (5) 上記(1)～(4)を組み合わせたステーション

(ステーションの設置等)

第3条 アパート等の管理者等（以下「管理者等」という。）は、専用のステーションを設置し、又は移動しようとするときは、設置場所付近見取図を添付の上、ごみ・資源ステーション設置等事前協議書（様式第1号）を市に提出するものとする。

2 市は、管理者等から前項の協議書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、次の基準を満たすアパート等について、ステーションの設置基準によりその適否を判断し、設置の決定を行うものとする。

- (1) 指導要綱に該当するもの
- (2) 10戸以上20戸未満の居住者を有するもののうち、市が設置の必要があると認めるもの
- (3) 10戸未満の居住者を有するもののうち、立地及び直近のステーションとの距離等の条件により、市が特に設置の必要があると認めるもの

3 前項第2号及び第3号の基準に該当するステーションについては、そのステーションの種類は、町内会管理ステーションを利用できない種類のステーションに限るものとする。

4 管理者等は、ステーションを廃止しようとするときは、当該ステーション付近見取図を添付の上、速やかにごみ・資源ステーション廃止届（様式第2号。以下「廃止届」という。）を市に提出するものとする。

5 市は、管理者等から前項の廃止届の提出があったときは、理由にかかわらず廃止するものとする。

(ステーションの管理)

第4条 ごみ及び資源は、市で収集作業を行うまでの間は、設置した管理者等において、

衛生の保持及び散乱の防止に努めるものとする。

- 2 アパート等のステーションの利用マナーが悪化した場合は、市は、管理者等に改善を求めるものとする。

(ステーション設置の基準)

第5条 ステーションは、収集車の大きさ、道路幅、交通量、収集効率及び労働災害の防止の観点から次の基準を満たす場合に設置を認めるものとする。

- (1) 幹線道路以外の公道に面した、収集車が通行可能で、かつ収集作業のために安全に一時停車することが可能な場所であること。
- (2) 危険ごみについては危険ごみ回収かご、資源については缶・びん回収かご、ペットボトル回収ネット及び白色トレイ回収ネットを、歩行者等の交通の妨げにならないように置くことができるスペースを有すること。
- (3) 資源回収資材（資源の回収に使用するかご及びネットをいう。）の配布日及び可燃ごみの回収日が同一となる次の表に掲げる小学校区については、ステーションのスペースを考慮したものとする。

小学校区	資源回収資材配布日及び可燃ごみ回収日
桜町、代田、三蔵子、千両小学校区	月曜日
御油、国府、八南、平尾小学校区	木曜日
一宮東部・西部・南部小学校区	火曜日
赤坂、長沢、萩小学校区	火曜日
御津北部・南部小学校区	火曜日

- (4) 管理者等が地権者や近隣住民からステーション設置等に関する承諾を得ていること。
- (5) 横断歩道のある交差点の場合、交差点の歩道手前から12m（＝5m＋ごみ収集車長さ7m）以上（横断歩道がない場合は、停止線の位置から12m以上）離れた位置であること。
- (6) 収集車の停車位置の反対側（進行方向右側）をステーションとしないこと。
- (7) 収集車が支障なく通行又は停車できる道幅を有する公道に面していること。
注) ごみ収集車 幅2.4m 長さ7m 高さ3.2m
- (8) 道路幅員は、原則収集車停車時に、反対側を自動車が通過可能な幅員を有すること（4m以上可、3.5m未満は不可、3.5m以上4m未満は現地の状況による）。ただし、停車時に他の車が迂回できない道幅の道路沿いには、設置しない。
- (9) 行き止まりの場所又は収集車がバックする際に後方の安全確認が困難な場所でないこと。
- (10) 新設の場合は、国道、南大通、姫街道などの交通量の多い幹線道路沿いでないこと。
- (11) ステーションの構造等について、次の基準を満たしていること。
 - ア 面積が20戸あたり概ね、幅3.4m 奥行き1.8m以上であること
注) 10戸～15戸未満 幅2m 奥行き1m
15戸～20戸未満 幅3m 奥行き1.5m
20戸～25戸未満 幅3.4m 奥行き1.8m
25戸以上 上記を戸数に応じて2箇所以上
 - イ 道路高と同一平面とし、他の区画とはコンクリートブロック2段積み程度で区分すること。

ウ 原則として扉、塀、門扉などを設けないこと。ただし、美観の保持、鳥獣によるごみの散乱防止等で必要があると認められるときは、ゲージ型又はボックス型の設置を認めるものとする。この場合は、設置前に市に形式についての協議を書面で行うこと。

エ 収集のための開口部は、必ず公道側に面していること。

オ 立地条件により、公道に面して開口部を設けることができない場合は、ごみ収集車が安全に道路から待避、転回、停車して作業できる停車スペースを設けること。

(12) アパート等の敷地内にステーションを設けるときは、下水マンホール蓋、浄化槽マンホール蓋などを乗り越え収集作業を実施しなければならない箇所に、ステーションを設置しないこと。

(13) ステーションは、市内に設置すること。

2 前項の規定にかかわらず、前項第5号から第10号までの規定に該当することによりステーションを設置することができないこととした場合において、当該アパート等の居住者（以下「居住者」という。）のごみ出しが困難となるおそれ又は周辺のステーションに支障が生じるおそれがあると認められるときは、市は、管理者等と協議の上、その設置を認めることができる。

3 本条の基準によらず設けられたステーションについては、市は、収集の義務を負わないものとする。

4 居住者が、町内会管理ステーションを利用する場合のルールは、「豊川市町内会管理ごみ・資源集積場設置及び管理要綱第8条」の規定によるものとする。

（表示看板の設置）

第6条 市は、ステーションが新たに設置された場合において、管理者等から申し出があったときは、その種類に応じて収集日等の表示看板を配布するものとし、その設置及び管理については管理者等が行うものとする。

（居住者及び管理者等の協力義務）

第7条 居住者及び管理者等は、次の各号に定めるルールにより、協力してアパート等のステーションの美観の保持に努めなければならない。

(1) ごみ・資源の排出ルールを遵守（収集日、排出時間及び分別）すること。

(2) ステーションの清潔の維持を、居住者自ら実施すること。

(3) 管理者等は、居住者のごみ・資源の排出マナーの向上についての責任を持ち、市の指導に対する協力を行うこと。

(4) 管理者等は、入居者に、「資源と家庭ごみの分け方・出し方ルール（資源と家庭ごみ収集カレンダー）」等を配布すること。

（ごみ・資源の排出ルール）

第8条 ごみ・資源は、次の排出ルールにより、適切に分別し、排出しなければならない。

(1) 可燃ごみ 赤色の指定ごみ袋（スーパー、コンビニ等で販売）に入れること。

(2) 不燃ごみ 透明の指定ごみ袋（スーパー、コンビニ等で販売）に入れること。

(3) 危険ごみ 収集日に危険ごみ専用のかごに入れること。

(4) 資源 種類に応じてかご、ネットに入れること。古紙は種類ごとに結束、古着及びタオル類は中身の見えるビニール袋に入れること。

(5) 排出時間 収集日の日の出から午前8時30分までの間とする。

2 前項に定めるほか、分別・排出マナーは「資源と家庭ごみの分け方・出し方ルール

(資源と家庭ごみ収集カレンダー)」等によるものとする。

(ステーション用地の寄附又は帰属)

第9条 アパート等の開発者(以下「開発者」という。)が、ステーションとして使用する用地(以下「用地」という。)の市への寄附又は帰属を申し出る場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 寄附又は帰属の対象は、土地のみとする。
- (2) 土地には、質権、抵当権その他の権利が設定されていないこと。
- (3) ステーションは、開発者、管理者等及び居住者で適正に管理し、清潔の保持に努めること。
- (4) 用地上の囲い等の工作物の設置及び維持管理に係る費用は、開発者、管理者等及び居住者で協議し、いずれかの負担とすること。
- (5) 開発者及び管理者等は、居住者に対し、ステーションの清掃など維持管理に必要な作業を自ら実施しなければならないことを、十分に説明すること。
- (6) 前2号に掲げる事項を、売買契約書、賃貸借契約書等の書面で入居者に明示すること。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。